

第2回 社会保険未加入対策推進協議会（概要）

1. 開催日時等

平成24年10月31日（水）14:00～15:35

於 合同庁舎3号館10階共用会議室

2. 参加者

蟹澤教授（会長、芝浦工業大学）、水町教授（会長代行、東京大学）、建設業者団体75団体、その他関係団体14団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、国土交通省土地・建設産業局 等

3. 議事概要

（1）社会保険加入促進計画について

各団体から提出された59団体分の社会保険加入促進計画について、取りまとめ（この他11団体が検討中）。各団体の参考となる取り組みを事務局から紹介。[資料1・2]

（2）見積時の法定福利費の内訳明示に係る標準見積書案及び活用の進め方について

○各団体から提出された32団体分の標準見積書案等について、取りまとめ（この他28団体が検討中）。[資料1・3]

○標準見積書の活用を進めるに当たり、以下の事項を確認。[資料4]

- ・標準見積書を活用する中で生じる課題について、各団体や国交省において収集・整理し、社会保険未加入対策推進WGにおいて対応方針を検討する。
- ・「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年建設生産システム合理化推進協議会申合せ）を改訂し、見積時の法定福利費の明示等を盛り込む。
- ・標準見積書を活用した法定福利費の確保に向け、専門工事業者団体において、傘下企業に対し標準見積書を活用した見積もりの周知徹底、総合工事業者団体に対する専門工事業者団体が作成した標準見積書の活用と必要な経費確保の要請、必要に応じた標準見積書の改善等に取り組む。
- ・総合工事業者団体においては、法定福利費を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結など民間発注者への法定福利費確保の働きかけ、専門工事業者が作成する標準見積書を用いた見積もりの傘下企業に対する周知徹底、傘下企業に周知徹底を行った旨の専門工事業者団体への情報提供等に取り組む。
- ・国土交通省においては、上記の取組が円滑に進むよう、団体に対して働きかける。

（3）保険加入促進計画及び標準見積書案に係る申し合わせについて

各団体における社会保険加入促進計画の着実な実行や、法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用を関係者が協力して進めることを確認するため、「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書及び社会保険加入促進計画を活用した保険未加入対策の更なる推進について」を協議会として申し合わせた。[資料5]

（4）その他

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み（改訂版）や、建設業社会保険未加入問題Q&A、監督処分基準の改訂、民間発注者総合工事業団体に対する法定福利費の確保に係る通知を事務局から紹介。[資料6～10]

(5) 意見の概要

意見交換において以下のような意見があった。

- 10月に入ってから、地方も含めて、保険未加入問題に取り組もうという雰囲気になった。これから、標準見積書を活用した法定福利費の明示など、全てを周知せねばならないが、時間がかかることを知っておいて欲しい。（(社)全国鉄筋工事業協会）
- ゼネコンがダンピング受注をやめない限り、他の経費が削減されるという不安は払しょくできない。元請から十分な経費を支払われなければ、未加入の下請を排除することは困難。ダンピング受注が全ての原因であることから、現場諸経費や本社経費を適切に計上するといった対策が必要ではないか。今後、国土交通省から地方公共団体、民間発注者へ働きかけるとしているが、文書だけでなく、具体的行動が必要。過当競争を繰り返している現状では、書き換えや指値要求に立ち向かえない。（(社)全国鉄筋工事業協会）
- 国土交通省直轄土木工事においては現場管理費率式の見直しが行われたが、建築工事についても是非進めてほしい。（(社)全国鉄筋工事業協会）
- 未加入の下請企業を元請が指導していない場合法令上の規制がないと実行性が無いのではないか。（(社)全国鉄筋工事業協会）
- 協議会に参加していない企業や、建設業の許可を受けていない企業への対応方針を示してほしい。（(社)全国鉄筋工事業協会）
- 未加入者の排除が先行して進んでいる現場がある。標準見積書を使用して法定福利費を明示しようとした業者が、出入禁止になった例もあるので、元請においてははっきりした伝達が必要。（(社)全国鉄筋工事業協会）
- 個別企業が日空衛の試行に参加するためにも、標準見積書の活用については、業界全体で足並みをそろえてほしい。いわゆる「元請団体」を含め、標準見積書案をまだ作成していない団体には、速やかに作成するよう指導すべき。いわゆる「元請団体」や、今後検討中としている団体等について、作成状況を協議会メンバーに適時共有してほしい。（(一社)日本空調衛生工事業協会）

標準見積書を検討中の専門工事業団体においては、速やかに検討を進め年内目途で提出して欲しい。作成状況は適時提供する。（国土交通省）

- 元請として発注者と契約を締結する際には、法定福利費の内訳を明示する必要はないのか。また、標準見積書については試行してから本格導入するとあったが、更に、団体に参加していない企業は標準見積書を活用しなくてもよいのか、改訂としている指針には、団体に加入していない者等も標準見積書を活用するように位置付けられるのか。（(一社)日本空調衛生工事業協会）

元請として発注者と契約を締結する際にも、法定福利費を確保していくことが必要。試行と本格導入というように取敢えずステージは分けずに、標準見積書をブラッシュアップしながら進めて行く方針。また、標準見積書を使用するかどうかは、最終的には個別企業の判断だが、標準見積書の活用で法定福利費を確保しやすく

なる、自社の経営事情の分析・把握にもつながるなどの効果が生まれる。標準見積書案については団体等のホームページで公表するので、団体に参加していない事業者においても参考にして頂きたい。(国土交通省)

- 保険未加入対策は、業界が一体となって実施することが大前提だが、専門工事業者や発注者等にも、その認識が薄い者がまだまだいる。保険未加入対策を進める上では、まず、工事の平準化が必要。塗装工事は仕上げの中でも最終段階に位置しており、急な増員や仕様の変更がどうしても発生する。技能労働者を社員化する上でも、工事の平準化を通じて、安定雇用できるような環境を作って欲しい。また、保険に加入するに当たって我々にインセンティブがあるとありがたい。今後、様々な課題が出てくると思うが、「やるんだ」という決意の下で進めると決めている。課題はひとつひとつ、皆で一緒に解決していきたい。(一社)日本塗装工業会)
- 今後の未加入者に対する指導監督については、業の許可を持っている主体への厳しい対応の他、許可を持っていない主体へはどうサンクションを与えるか、元請や発注者も含めて、全体としてバランスの取れたものにしていくことを検討して欲しい。また、労働者か請負かの判断について、分かりやすい事例を示した素材を今後作成する予定とのことだが、取り組みは明日(11月1日)から開始してしまうのに、今後作成していたのでは遅いのではないか。(協議会会長代行 水町教授)
- 取組を進めるに当たっては、労働基準局など厚生労働省とも連携する必要がある。また、例えば不法に伐採された木材は使っていないというの確認が、その企業の社会的道義として当たり前となっているように、法令遵守は発注者に対してアピールできる材料になるはず。優良な事業者に対する表彰など、法令を遵守し、労働者を守るという取組を進めていることを、業界としてアピールすることも大切。今後、様々な課題が出てくると思うが、具体的なアクションがあるからこそ生まれる課題でもある。国の支援をいただきながら、全体で取り組み、解決していきたい。(協議会会長 蟹澤教授) (以上)